

1. 平成31年度 認定申請及び保育所・こども園入所の申込み受付について

- (1) 平成31年4月入所受付：平成31年1月28日～2月8日（土日祝を除く）
 ※ 受付時間は 8：30～12：00、13：00～17：15になります。昼 12：00～13：00の間又は17：15以降の受付希望の方は事前にご連絡下さい。
- (2) 受付場所：国頭村教育委員会 教育課

2. 保育の必要性の認定について

保育所・こども園をご利用になるためには、保育の必要性の認定を受ける必要があります。認定の区分によって、施設の利用時間が変わります。

	利用時間	年齢	保育の必要性	
1号認定	7:15～13:30	3歳～5歳	家庭に保育できる方がいる	教育時間認定
2号認定	7:15～16:30 又は 18:15	3歳～5歳	就労等の理由で保育の必要がある	保育認定
3号認定	7:15～16:30 又は 18:15	0歳～2歳	就労等の理由で保育の必要がある	保育認定

■ 2号認定・3号認定は就労時間等によって利用時間が変わります

3. 保育認定の基準（3ページ参照）

国頭村に住所を有する児童で、両親及び同居の親族が次のいずれかに該当し、保育の必要が認められる場合です。

- ☐ 就労（出産育児休業明けを理由の申込は、復帰する月の2ヶ月前からとなります。）
- ☐ 妊娠、出産（母親が出産予定前2ヵ月、出産後6ヵ月以内のもの。）
- ☐ 保護者の疾病、障害
- ☐ 同居又は長期入院している親族の介護・看護
- ☐ 災害復旧
- ☐ 求職活動（求職中を理由とした保育の実施期間は90日以内となります。）
- ☐ 就学
- ☐ 虐待やDVの恐れがあること
- ☐ 育児休業取得中に、既に保育を利用しているこどもがいて継続利用が必要であること
- ☐ その他、市町村が認める場合

4. 提出書類

入所申込時に必要な書類 ※(2)～(5)は兄弟で1通提出して下さい。

(1) 施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書

(2) 保育の認定を証明する書類(該当する書類を提出)(2号・3号認定の児童のみ)

保護者・世帯員の状況	必要な書類
① 自宅外労働	就労証明書(勤務先にて記入) ※様式あり
② 内職・自営業	内職・自営業申立書 ※様式あり
③ 出産予定前後	母子手帳の写し
④ 疾病・負傷等	診断書 等
⑤ 同居親族の介護等	診断書 等
⑥ 就学	在学証明書及びカリキュラム
⑦ 求職中	申請書又はハローワークの求職受付票の写し ※様式あり
⑧ その他	保育の必要性を証明する書類

(3) 平成30年1月1日以降に国頭村に転入してきた方:(新規入所申込児童のみ)

平成30年度所得課税証明書(父母それぞれの市町村民税所得割課税額が記載されているもの)

(4) 母子父子世帯:児童扶養手当受給者証の写し又は、母子及び父子家庭医療費受給者証

(5) その他 (個々の必要に応じてお願いすることがあります)

【障害児保育を希望する場合】上記以外に診断書等が必要です。

① 医師による診断書 ② 障がい者・療育手帳の写し等

【世帯員に障がい者のいる世帯】

① 障がい者手帳・療育手帳の写し又は特別児童扶養手当受給者証の写し

(6) 児童の健康診断書(新規入所申込児童のみ、面接時に保育施設に提出)

5. 利用料について

1号認定	利用料無料	給食費(月額2,600円)
2号認定	利用者負担額(4ページ)	主食費(600円)
3号認定	利用者負担額(4ページ)	

・2号認定、3号認定の利用者負担額は市町村民税所得割課税額状況によって算定を行います。未申告や扶養もれがないか、保護者の方で必ず確認を行ってください。(未申告で課税状況が確認できない場合、最高の額で決定されますのでご注意ください)...

6. 国頭村で利用できる保育所及び認定こども園

状況により待機になる可能性があります

●楚洲あさひの丘へき地保育所

所在地:国頭村字楚洲517番地

電話:41-8888

利用定員:30名

●くにがみこども園

所在地:国頭村字辺土名1350番地

電話:41-3021

利用定員:194名

国頭村立くになみこども園 利用者負担額（保育料）

各月初日に在籍する支給認定子どもの属する世帯の階層区分				利用者負担額（月額）				
階層区分	定 義			満 3 歳未満（ 3 号認定）		満 3 歳以上（ 2 号認定）		
				保 育 標 準 時 間	保育短時間	保育標準時間	保 育 短 時 間	
第 1 階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			0 円	0 円	0 円	0 円	
第 2 階層	第 1 階層を除き、当該年度の 4 月分から 8 月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の 9 月分から翌年 3 月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯		市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯・障害世帯	0 円	0 円	0 円	0 円
				上記以外	8,000 円	8,000 円	5,000 円	5,000 円
第 3 － 1 階層			市町村民税均等割額有世帯	ひとり親世帯・障害世帯	7,000 円	6,900 円	4,500 円	4,400 円
				上記以外	15,000 円	14,800 円	8,000 円	7,900 円
第 3 － 2 階層			市町村民税所得割課税額 48, 6 0 0 円未満	ひとり親世帯・障害世帯	8,000 円	7,900 円	5,000 円	4,900 円
				上記以外	18,000 円	17,800 円	9,600 円	9,500 円
第 4 － 1 階層			市町村民税所得割課税額 77,101 円未満	ひとり親世帯・障害世帯	8,500 円	8,400 円	6,000 円	6,000 円
				上記以外	20,000 円	19,600 円	9,600 円	9,500 円
第 4 － 2 階層			市町村民税所得割課税額 77,101 円以上			24,000 円	23,600 円	9,600 円

この規則は、平成 31 年 1 月 7 日から施行する。

※第 2 子半額 第 3 子無料になります。

